

北陸エリアのデスティネーションブランディング構築及び クリエイティブ素材制作事業業務委託仕様書

1 趣旨

「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」では、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業の「モデル観光地」に選定された北陸エリアにおいて、インバウンド高付加価値旅行者の誘客を促進している。

いわゆる高付加価値旅行者の誘致による経済効果は極めて高く、旺盛な旅行消費を通じて、地域の観光産業のみならず、多様な産業にも経済波及し、地域経済の活性化につながる。また、高付加価値旅行者による旺盛な知的好奇心を伴う自然体験・文化消費を通じ、地域の自然、文化、産業等の維持・発展に貢献することに加え、地域の雇用の確保・所得の増加や域内循環が図られ、持続可能な地域の実現や地方創生に寄与することから、今後のインバウンド戦略において高付加価値旅行者の誘致は重要な柱である。

令和7年度において、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」が策定したマスタープランに基づく北陸エリア全体のデスティネーションブランディングの確立を図るため、北陸エリアの滞在価値を発信・訴求するためのプロモーション・商談ツール（ストーリー化）を制作し、高付加価値旅行者のマーケットに向けた訴求効果を検証し、誘客を促進していく。

2 委託業務名

北陸エリアのデスティネーションブランディング構築及びクリエイティブ素材制作事業業務

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年2月20日まで

4 業務内容

(1) 基本事項

- ・北陸エリアの滞在価値を、特に欧米豪市場を中心とした高付加旅行者のマーケットに訴求していくにあたり、北陸エリア全体のデスティネーションブランディングの確立を図るために必要な業務活動計画及び方法を提案すること。
- ・業務実施にあたっては、業務の委託期間内における具体的なスケジュール等を含めて提案すること。
- ・「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議のうえ、業務を遂行すること。

(2) 北陸エリアのデスティネーションブランディング構築にむけた方針の策定

- ・北陸エリアのマスタープラン及び「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」が令和6年度に取り組んだ各施策の結果をもとに、デスティネーションブランディングの方向性を定めること。
- ・北陸エリアの滞在価値を踏まえ、高付加旅行者の中でもターゲットとすべき層の明文化・細分化を図るとともに、国内の競合先のリサーチ、北陸エリアの強みの明文化を行うこと。
- ・北陸エリアのマスタープランに定めるコアバリューを表現するコンセプトおよび地域の価値を伝えるストーリーを策定すること。
- ・以上の業務の実施については、委託業務の開始後、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と受託者において、令和6年度の北陸エリアの取り組みや各施策の結果の詳細について協議を行い、検討していくものとする。

(3) プロモーションにむけた戦略の策定とクリエイティブ素材等の制作

- ・特に欧米豪市場を中心とした高付加旅行者のマーケットへのプロモーションを展開するにあたって、北陸エリアの滞在価値を効果的に訴求するための手法や戦略について提案すること。
- ・プロモーション活動を行う上で、必要なクリエイティブ素材及び北陸エリアの滞在価値を訴求するためのWEBサイトを制作するものとする。クリエイティブ素材及びWEBサイト制作にあたっては、各々のデザインや機能、構成要件等について「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議検討のうえ業務を実施すること。
- ・制作したWEBサイトの運用・保守を行うこと。

(4) 勉強会の開催について

- ・本業務におけるクリエイティブ素材及びWEBサイト制作にあたってのデスティネーションブランディングの考え方等を北陸エリア関係者に伝えることを目的とした勉強会を開催すること。勉強会の内容や回数、方法等は「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議検討のうえ実施すること。

(5) 業務の報告等

- ・実施した活動内容と結果を報告書としてまとめ、事業終了後に報告すること。
- ・事業の進捗について「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と定期的にミーティングを行うこと。
- ・「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」から問い合わせがあった場合、都度、活動状況を報告すること。

5 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを「高付加価値インバウンド観光地づく

り北陸エリア準備会」へ提出すること。

- ・業務完了報告書（電子媒体 1 部）
- ・その他「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」が求める資料等（電子媒体 1 部）

6 その他

- （1）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- （2）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- （3）受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- （4）本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業として実施するものであり、事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」及び観光庁に帰属するものとする。
- （5）受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- （6）受託内容に疑義が生じた場合は、その都度「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議の上、その指示に従って進めること。
- （7）本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。